

【減免措置】

国民健康保険の加入者で新型コロナウイルス感染症により、次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

●対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯で下記の要件すべてに該当する方 ⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入のいずれかが、2019年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 2019年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の2019年の所得額の合計額が400万円以下であること

●対象保険料

2020年2月1日から2021年3月31日までの保険料

●申請期間

原則 2021年3月29日(月)まで

【傷病手当金の支給】

市国民健康保険に加入している被用者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染し(又は発熱等の症状があり感染が疑われ)、仕事を休んだ方に対して、傷病手当金を支給します。

1. 対象者

国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方

2. 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

3. 1日当たりの支給額 ※上限有り

直近の継続した3月間の給与等の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3

※給与等の一部が支払われる場合や休業補償等が受けられる場合は、支給額減額や支給対象外になることがあります。

4. 適用期間

2020年1月1日から2020年9月30日

(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで)